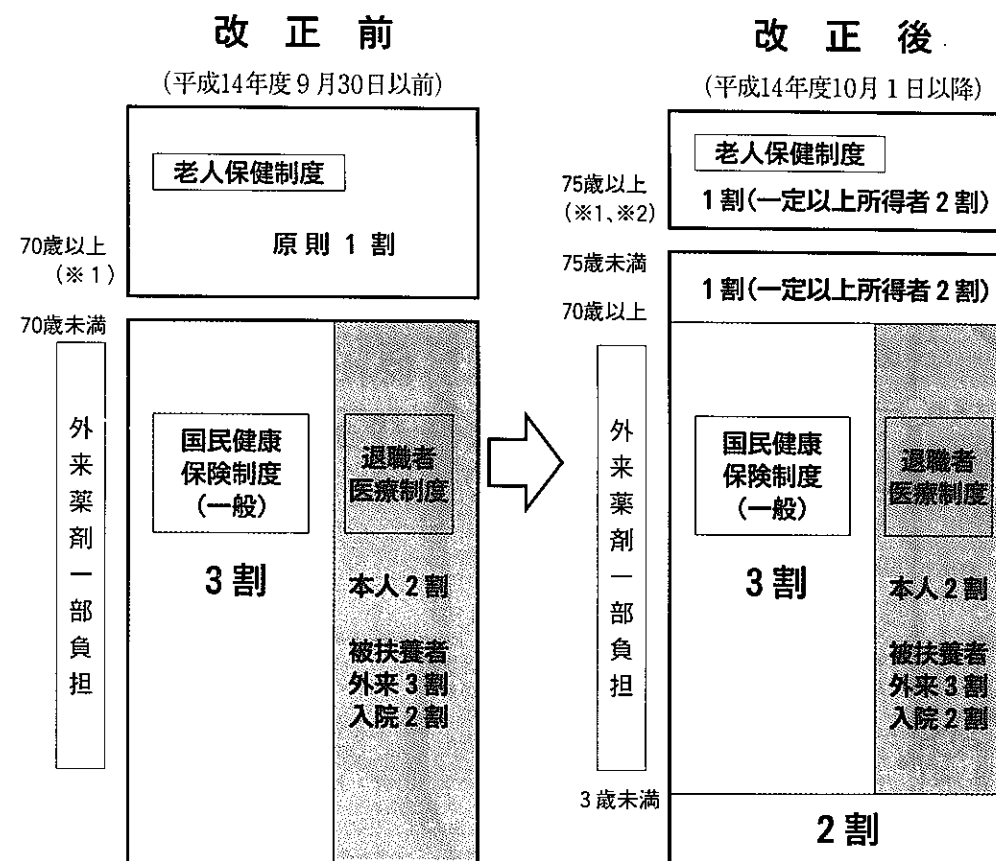


平成14年  
10月1日  
から

# 国民健康保険法の改正により 医療費の患者負担等が変わります

図1 国保制度と老健制度の改正前と改正後



※1 65歳以上の寝たきり等の人を含む  
※2 平成14年9月30日時点で70歳以上の人(昭和7年9月30日以前に生まれた人)を含む

- 注1 一定以上所得者…各種控除後の課税所得が年額124万円以上の人。ただし、収入の合計が一定額未満(単身世帯の場合:450万円未満 2人以上の世帯の場合:637万円未満)である旨の申請があった場合を除く
- 注2 低所得者Ⅱ…世帯員全員が住民非課税である人  
例・単身世帯の場合(年金収入のみ)は、約267万円以下
- 注3 低所得者Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人  
例・単身世帯の場合(年金収入のみ)は、約65万円以下  
2人世帯の場合(年金収入のみ)は、約130万円以下
- 注4 上位所得者…基礎控除後の所得が670万円以上の人

表1 自己負担限度額(月額)

年齢	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
70歳未満の人	上位所得者	139,800円+(かかった医療費-699,000円)×1% [77,700円]	
	一般	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1% [40,200円]	
	住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]	
70歳以上の人	一定以上所得者	40,200円	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1% [40,200円]
	一般	12,000円	40,200円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

## 医療費が高額になったときの 自己負担限度額が変わります

医療機関に支払う窓口負担の1カ月の限度額(自己負担限度額)が変わります。ただし、70歳未満と70歳以上の人では、限度額が異なります。  
なお、限度額を超えた支払いについては、市民生活課保険年金係へ申請すると払い戻しが受けられます。

## 医療費の払い戻しを受けるには…

市民生活課保険年金係へ申請してください。高額医療費として支給します。払い戻しは約2カ月後となります。  
■必要なもの 国保で診療を受けている人=国保の保険証(カード)、預貯金通帳、医療機関に支払った領収書  
老健で診療を受けている人=国保の保険証(カード)、健康手帳、預貯金通帳、医療機関に支払った領収書

※〔 〕内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額  
※低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。担当窓口へ申請してください

**高齢受給者証が交付されます**  
■お医者さんにかかるときは(昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の人)  
医療機関の窓口には、「国保の保険証(カード)」と「高齢受給者証(色は藤色で、有効期間は1年間)」を提示します。  
低所得者Ⅱ、Ⅰに該当する人は入院の際、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、窓口負担の限度額などが少なくて済みます。  
この減額証は、市民生活課保険年金係に申請して、認められた場合に交付されます。

**老人医療受給者証が新しくなります**  
老人保健で診療を受けるときに必要な「老人医療受給者証」が新しくなります。医療機関では、患者負担の割合(1割または2割)をこの受給者証で確認します。なお、今までの受給者証は無効となりますので返還してください。  
※「県老」受給者証も新しくなります。患者負担の割合は老人保健と同じです。

**改正点**  
国民健康保険(国保)制度

●対象 昭和7年10月1日以降に生まれた75歳未満の人

●患者負担

対象	負担割合
3歳未満	かかった医療費の2割を負担
3歳以上70歳未満	かかった医療費の3割を負担
70歳以上75歳未満	かかった医療費の2割を負担
75歳以上	かかった医療費の1割を負担

●患者負担の限度額  
かかった医療費の1割。一定以上の所得者は2割を負担  
●患者負担の限度額  
5ページの表1を参照ください

**改正のポイント**  
3歳未満の医療費負担が軽くなります  
平成14年10月1日以降、3歳に達する日の属する月以前である場合には2割負担となります。  
①14年10月1日までに3歳になる人→3割負担  
②14年10月2日から11月1日まで3歳になる人→10月の診療分のみ2割負担

**70歳以上の医療費負担が1割または2割に**  
70歳以上の人が医療を受けたときに支払う窓口の自己負担は、外来・入院ともにかかった費用の1割または2割に減ります。

問い合わせ  
市民生活課  
保険年金係  
☎373・2111  
☎208・209